

## 組合員資格確認のお願い

当JAの定款の定めより、組合員の皆様において住所・氏名・団体代表者等に変更等があったとき、又は組合員資格を失ったときや資格の変更があった場合には、その旨を書面にて届け出いただくことになっております。

以上のような変更があった時は当JAへお届けいただきますようお願い致します。  
ご不明なことがありましたら、管理課へお問い合わせください。

---

### 当JAの組合員資格(定款第12条の抜粋)

---

#### (組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 1 50アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあり、かつ農業を営むことが生活の主要なる部分を占めているもの
- 2 1年のうち90日以上農業に従事する農民で、その住所がこの組合の地区内にあるもの
- 3 農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であつて、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げるものは、この組合の准組合員となることができる。

- 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であつて、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であつて、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 5 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となつている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となつている団体であつて、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの(前項第3号及び前号に掲げる者を除く。)